

「2040年を見据えたまちづくりのあり方検討に向けた調査・研究等業務」
企画競争提案説明書

令和8年札幌市告示第2964号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日
令和8年7月27日

2 契約担当部局
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階南側）
札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 企画課 企画係（電話011-211-2192）
メールアドレス ki.kikaku@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称 2040年を見据えたまちづくりのあり方検討に向けた調査・研究等業務

(2) 目的

札幌市は2040年頃に高齢人口のピークを迎え、人口減少の拡大や超高齢化社会の到来等による未だ経験したことのない局面に直面することが予想される。これにより様々な分野で都市機能の縮小（シュリンク）が発生し、すべての分野に等しくリソースを配分する従来のまちづくりは限界を迎えることが想定されるため、今後は限られたリソースの中で都市を維持していくための新たなパラダイムシフトが必要不可欠となってくる。また、価値観の変化等に伴い、あらゆる世代で「個」をベースとするライフスタイルが定着しつつあり、従来の地域コミュニティ（地縁）や家族関係（血縁）の機能が低下している。2040年には65歳以上の単身高齢世帯が全体の2割を占めると推計されており、個人が社会から離脱していく「つながりのミスマッチ」による社会的フレイルや、孤独・孤立問題が福祉等の多分野に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

さらに、進学や就職等における若者の道外流出が進行する中、北海道全体での半導体、GX・AI等の産業集積を見据え、札幌市としても産業と接続し、関係人口を含んだ札幌市として育むべき人材像を産官学で共有・確立していくことが求められている。

このような背景から、札幌の現状や将来の人口推計等を踏まえた長期的な札幌のまちの姿を多角的に分析し、行政リソースの限界に即応した官民等の多様な主体を含めたまちづくりを行うための客観的な材料が必要である。

そこで、本業務は、人口減少・シュリンクという「ぶれない課題」に対し、データ分析に基づく将来予測をベースとし、関係者等へのヒアリングや先進事例調査等といった多角的な視点を掛け合わせることで、2040年における本市の現実的な姿を定量・定性の両面から可視化することを目的とする。

また、現ビジョンの理念を検証した上で、あらゆる分野の拠り所となる「ぶれない軸」（ビジョンの「ユニバーサル」「ウェルネス」「スマート」「人口減少」といった分野横断プロジェクトを指す）を再構築し、本市のあるべき姿を明確に示す。

これらを通して、市民のQOLの最大化やウェルビーイングの向上及び多様な主体が当事者として地域課題を解決する持続可能なまちづくりの方向性を明らかにし、次期ビジョンや各部局の個別計画（アクションプラン等）の策定に向けた共通の指針を検討・構築するための基礎資料の作成を目的とする。

(3) 業務内容等 別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 予算額(事業規模)

9,922,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「(大分類)一般サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) データ分析に基づく2040年の将来予測・可視化シミュレーション
 - ア 国勢調査、国民生活基礎調査、家計調査、札幌市独自分析等の各種統計データ等を活用し、2040年の人口構造における都市構造、コミュニティの限界、都市機能のシュリンク度等のシミュレーションを行うための手法等。
 - イ シミュレーションに基づく、「コミュニティ（高齢者・孤独）の将来像」のモデル設定や地域経済の推計など、2040年の札幌の将来予測を定量・定性の両面から可視化する具体的なアプローチの手法等。
- (2) ヒアリング・先進事例調査
 - ア 将来予測を踏まえたコミュニティのあり方や、札幌に求められる人材の輩出・活用に関する現状分析・整理を行うための、適切な対象へのヒアリング（5者以上）や先進事例の収集について、効果的な選定先や調査項目
 - イ 調査結果から2040年の社会に適応するための観点を導き出し、データ分析による将来予測と掛け合わせて、本市のまちづくりの方向性を検討するための具体的なアプローチの手法等。
- (3) 共通視点の分析
 - ア (1)及び(2)の結果を踏まえ、「人材」「共助・協働」「魅力」「財源」の4つの共通視点による分析の手法等。
 - イ 各視点に応じた適切な分析アプローチを提示するとともに、これらを掛け合わせ、2040年の課題解決に向けたブレイクスルーを整理するための手法等。
- (4) 今後のまちづくりの方向性の提示
 - ア 上記結果を踏まえ、現ビジョンの内容との整合性を意識したうえで、あらゆる分野の拠り所となる「ぶれない軸」を導き出すための手法等
 - イ 2040年の札幌市のあるべき姿を導き出し、今後将来のまちづくりを議論するうえで前提となる方向性を整理・提示するための手法等。
- (5) 業務体制、業務実績、業務スケジュールについて
本業務を遂行するに当たっての実効性のある体制、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績、別紙「業務仕様書」に示す委嘱目途を踏まえた本業務委託期間中の適切なスケジュールを示すこと。

6 提案説明書等に関する質問

- (1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書（様式5）を提出すること。

ア 提出期限 令和8年8月5日（水）正午まで（必着）

イ 提出場所

質問事項を簡潔にまとめ電子メールにより、次のアドレスに送付すること。電話や窓口での質問は受け付けない。

なお、メールの件名を「2040年を見据えたまちづくりのあり方検討に向けた調査・研究等業務 質問書（事業者名）」とすること。

メールアドレス：ki.kikaku@city.sapporo.jp

ウ 質問に対する回答

回答については電子メールにて行う。また、公平を期するため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。受付期間内に到着しなかった質問書については回答しない。

7 参加手続き等

(1) 参考意向申出書及び資格審査に係る提出書類の提出等

ア 提出期限 令和8年8月12日（水）正午まで（必着）

イ 提出書類

参加意向申出書 様式1のとおり

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。（締切日時必着。送付先は上記6-(1)-イに同じ）差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から3日以内を目途に参加資格審査結果を書面にて通知する。なお、参加資格を満たすことができた者に対しては、口頭またはFAX等にて通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参又は電子メール（送信要件は上記ウの後段と同じ。）によること。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限 令和8年8月19日（水）正午まで（必着）

イ 提出書類（正本及び副本の二種類を用意すること。）

(ア) 業務従事者一覧・・・・・・・・・・様式2のとおり

(イ) 類似業務等実績一覧・・・・・・・・・・様式3のとおり

(ウ) 業務体制の概要及び実施方法・・様式4のとおり

(エ) 企画提案書・・・・・・・・・・様式自由

(オ) 業務費内訳書（積算書）・・・・・・様式自由

ウ 提出方法

提出方法は電子メールとする（締切日時必着。送付先は上記6-(1)-イに同じ）。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

(ア) 提出書類には表紙をつけ、表題として「2040年を見据えたまちづくりのあり方検討に向けた調査・研究等業務」と記載すること。

(イ) 提出書類には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記する等、特定できない表現で記載すること。

(ウ) 提出できる企画提案書は、1提案者につき1式までとする。

(エ) 体裁は下記のとおりとする。

(a) スライドサイズは16:9のワイド画面とすること。

- (b)表紙・目次、添付資料一覧表をつけ、ページ下部にページ番号を降ること。
- (f)業務従事者一覧について
 - a 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
 - b 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。
 - c 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。
 - d 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。
- (g)類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。
- (h)提案は簡潔明瞭に作成すること。
- (i)文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- (j)提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記(サ)の場合を除く。)は認めない。
- (k)提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (l)提案書類の提出後、契約候補者の選定作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員7名からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点(※②)以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法（評価基準）

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。

イ 審査(評価)は、次のとおり2つの分類にそれぞれ配点して行う。なお、分類毎の具体的な評価項目及びその評価(採点)基準については、別記の「提案書評価基準」による。

分類1 履行実績等	満点60～105点(配点15点×委員4～7名※①)
分類2 企画提案	満点340～595点(配点85点×委員4～7名※①)
計(合計値)	満点400～700点(最低評価基準点(※②)240～420点※①)

※① 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあっては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合がある。

※② 「最低評価基準点」は、エ-(イ)で後述する有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合に、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件(当該評価点未滿であった場合は契約候補者として選定せず。)をいう。

ウ 審査(ヒアリング審査)

対象者に対して次のとおり審査（ヒアリング）を行う。

(ア) 開催場所及び方法

オンラインでの開催とし、審査（ヒアリング）対象者に対し別途（開催時期は令和8年8月26日（水）を予定）通知する。

(イ) 審査（ヒアリング）にあたっての留意事項

- a 審査（ヒアリング）は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- b 審査（ヒアリング）の際に使用する資料等は、上記7に基づき提出された提案書類のみとする。
- c 出席者は2名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること
- d 審査（ヒアリング）は1提案者あたり30分(説明20分+質疑応答10分)と

し、順次提案者個々に行う。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 契約候補者となるべき評価点の同じの者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

a 8(2)イの後段に記す別記の「提案書評価基準」にて指定されている審査項目「分類2 企画提案」の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。

b 上記aにおいてもなお評価点(合算値)の同じの者が2名以上いる場合は、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。

(イ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、審査（ヒアリング）の結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

オ 一次審査(書類審査)

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、上記ウの審査(ヒアリング審査)の前段において、有効な提案書類をもとに審査(評価)し、上位と評価された者5名程度を、上記ウの審査(ヒアリング審査)対象者として選定する。ただし、審査対象者が5名以下にあっては、一次審査を省略し、審査(ヒアリング審査)に移行する。

一次審査の結果、審査（ヒアリング審査）に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面(提案者名、上記(2)イに基づく採点(合計値及び分類毎の採点)その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

(1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案

(2) 業務費内訳書（積算額）が上記3(5)の予算額(事業規模)を超える提案

(3) 審査（ヒアリング）に出席しなかった者がした提案

(4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案

(5) 上記7(2)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記4の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

(1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。

(2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 委託者が提供した資料は、委託者の了承なく公表、使用することができない。

カ 本業務に係るデザイン、意匠、版權及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、委託者の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。

キ 本業務に関連して得られた個人情報や企業情報は、許可なく第三者に漏らしてはならない。

ク 契約の相手方は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を委託者が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

別添参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額(免除規定を適用する場合有り)

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。